

令和3年第2回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和3年6月8日提出

## 目 次

報告第4号	工事請負契約の変更について（東浦町勤労福祉会館外壁等改修工事）	1
報告第5号	令和2年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について・・・	別添
報告第6号	令和2年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について・・・	別添
報告第7号	令和2年度東浦町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について・・・	別添

報告第4号

工事請負契約の変更について（東浦町勤労福社会館外壁等改修工事）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 25 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（東浦町勤労福祉会館外壁等改修工事）  
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

### 記

- 1 工 事 名 東浦町勤労福祉会館外壁等改修工事
- 2 路線等の名称 東浦町勤労福祉会館
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字石浜字岐路地内
- 4 契 約 金 額 変更前 65,670,000 円  
変更後 67,430,000 円  
(1,760,000 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1  
東浦土建株式会社  
代表取締役 長坂 勝之
- 6 変 更 理 由  
外壁改修に係る工法変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。